

平成27年度行政評価委員会

平成25年度指摘事項への対応状況一覧

平成25年度外部評価 指摘事項一覧

NO	局	所管課	施策	事業名	指摘事項	指摘事項への対応状況（平成27年5月現在）	進捗状況
1	市民まちづくり局	消費者センター	2-3-2 日常の身近な暮らしの安心の確保	消費者センター運営費	基礎自治体である札幌市が当該業務を実施する意義・役割を明確にし、札幌市の特徴的な取組を進めること。	消費生活相談や啓発等を札幌市は札幌市民を対象に行い、北海道は道民を対象に行っている。また、北海道はそのうち広域的な見地を要するものや、市町村との連絡・調整機能も担うこととされている。 このため、札幌市では、基礎自治体である札幌市の特徴ある取組として、これまでの高齢者等を対象にした消費者被害防止ネットワーク事業に加え、高齢者を含めた市民全体の消費者教育を充実するために、「札幌市消費者教育推進プラン」を策定した。 同プランでは、消費者教育の場の充実や担い手の育成支援等を目標に掲げており、平成27年度中には市内の消費者教育の場の情報共有の取組として「消費者教育カタログ化事業」の実施を予定している。また、平成27年5月には「消費者キッズフェスタ」を開催し、子どもとその保護者を対象にした啓発活動を実施したところ。	A
2	市民まちづくり局	消費者センター	2-3-2 日常の身近な暮らしの安心の確保	消費者センター運営費	サービス向上や効率化の観点から、道立消費生活センターとの役割分担や連携ができる業務の有無を検討の上、必要な連携を行うこと。	「道と札幌市との行政推進に関する連携協定会議」は平成27年度まで継続して毎年開催し、連携を深めている。平成27年5月には「悪質商法・特殊詐欺被害撲滅キャンペーン」を北海道と共催で啓発活動を行う。	C
3	市民まちづくり局	消費者センター	2-3-2 日常の身近な暮らしの安心の確保	消費者センター運営費	相談体制の充足度が測れるよう、相談時間を記録するなど、相談等への対応状況を把握する仕組みを検討すること。	平成27年4月から、窓口相談、電話相談について、案件ごとに相談時間の記録を始め、相談への対応状況の把握に努めている。	A
4	市民まちづくり局	消費者センター	2-3-2 日常の身近な暮らしの安心の確保	消費者センター運営費	相談業務は委託しており、委託先業務の水準が市民サービスの水準に直結することから、委託先職員のスキルアップを確認しうる仕組みを導入すること。	消費者安全法の改正により、現行の相談員3資格が法定化されるとともに、資格試験の実施方法等についてH27年3月にガイドラインが定められたことから、これを踏まえて整備される新たな資格試験を活用したスキルアップの手法について、検討を進める。	C
5	市民まちづくり局	消費者センター	2-3-2 日常の身近な暮らしの安心の確保	消費者行政活性化事業費			
6	市民まちづくり局	消費者センター	2-3-2 日常の身近な暮らしの安心の確保	消費者センター運営費	消費者としての子ども達への教育は、将来の消費者問題の未然防止の観点からも有効と考えられることから、関係機関と連携し、効果的な展開を図ること。	平成26年、27年度にそれぞれ市内の大学で啓発事業（パネル展）を実施した。また、教育委員会（図書館）、子ども未来局、環境局と連携して、「消費者キッズフェスタ」を実施した。また、子ども向け啓発資料について、平成27年度に作成予定である。 他に、小中学校向けのセミオーダー型講師派遣講座（講座内容を募集）を継続して実施している。	A

平成25年度外部評価 指摘事項一覧

NO	局	所管課	施策	事業名	指摘事項	指摘事項への対応状況（平成27年5月現在）	進捗状況
7	市民まちづくり局	消費者センター	2-3-2 日常の身近な暮らしの安心の確保	消費者被害防止ネットワーク事業費	今後、高齢者比率の上昇が見込まれる中、高齢者の潜在的な相談ニーズの高まりが予想されることから、広く市民向けの周知を強化するなど、当該制度をより利用しやすくなるような取組を進めること。	平成25年12月から翌年2月にかけて、各区民生児童委員協議会における事業説明を行い、民生委員への周知を図った。また、平成26年3月には、市営地下鉄中吊り広告を1か月間掲出し、市民への周知を図った。 平成26年12月には札幌市老人クラブ連合会の理事会において、説明会を実施した。また、区役所の戸籍窓口のディスプレイに高齢者に特化した消費者被害防止の広告を定期的に映し、周知を図った。	A
8	市民まちづくり局	消費者センター	2-3-2 日常の身近な暮らしの安心の確保	消費者被害防止ネットワーク事業費	当該事業における、消費生活推進員の役割や人員規模に関する今後の方向性について、時期を含めて示すこと。	消費生活推進員の役割を出前講座や相談処理に特化する一方で、見守り活動に参加する者として「消費生活サポーター(仮)」を導入する取組について、平成28年度からの実施に向けた検討を行っている。加えて、消費生活サポーター(仮)の活動動向を踏まえ、消費生活推進員の増員を検討していく。	B
9	市民まちづくり局	男女共同参画課	2-3-2 日常の身近な暮らしの安心の確保	DV対策推進事業費	当該事業の効果を検証する上で必要となるデータを収集、記録し、事業の有効性・効率性の向上を図ること。併せて、業務のチェック体制の在り方について検討し、その結果を示すこと。	相談事業の有効性・効率性の向上を図るため、相談受付時間、対応時間などの記録データを収集し、分析している。 業務のチェックについては、相談日誌記録(書面)の市職員による検査のほか、相談員との会議において、直接、ケース対応報告を受けることにより、適切な相談業務がなされているか確認・検証する体制をとっている。チェック強化のため、相談日誌記録の様式・記載方法を改善し記録内容をより詳細にしたほか、相談員との会議には、当該出席職員を増やし、業務の確認・検証する体制強化を図った。	A
10	市民まちづくり局	男女共同参画課	2-3-2 日常の身近な暮らしの安心の確保	女性の安心サポート事業	様々な普及啓発の手法がある中で、どの手法が効果的・効率的であるかを検証し、その結果に応じた、必要な見直しを行うこと。	実施した啓発活動の効果について、参加者数などの実績数値や費用対効果を検証したうえで、啓発内容と対象者に合わせた広報を行った。若年層に対しては、DV未然防止についてスマートフォンを利用した広報啓発や、DV相談件数が多い年代(30～40代)に対しては、その年代層向けの地域情報誌に啓発記事を掲載するなど、年代等に合わせた方法を工夫し広報啓発を行った。	A
11	市民まちづくり局	男女共同参画課	2-3-2 日常の身近な暮らしの安心の確保	DV対策推進事業費	相談内容の高度化・複雑化や相談件数の増加等に対応するため、区役所における母子・婦人相談業務をはじめ、市外部の関係機関等との連携・協力を進めるとともに、相談業務の効率化を検討すること。	相談内容の高度化・複雑化に対応するため、相談員の資質向上を図る研修を実施し、区母子・婦人相談員等と合同で行うことで、関係機関との情報共有や連携を図っており、平成26年度からは、他部局関係機関からの研修対象職員を拡大して実施している。また、関係機関会議を定期的に行い連携を密にしている。	A

平成25年度外部評価 指摘事項一覧

NO	局	所管課	施策	事業名	指摘事項	指摘事項への対応状況（平成27年5月現在）	進捗状況
12	交通局	営業企画課	3-4-1 道都札幌を支える交通体系の構築	SAPICA導入活用推進費	SAPICA導入の市の考え方の周知に引き続き努めるとともに、ウィズユーカードとSAPICAの今後の在り方について、速やかに市民に示すこと。	行政評価委員からの指摘も踏まえ、ウィズユーカードは平成26年5月末に発売を終了し、27年3月末には利用についても終了したところである。今後は、SAPICAの利用方法や便利な機能、メリットについて、引き続き市民などへの周知に努めていく。	A
13	総務局 交通局	IT推進課 営業企画課	3-4-1 道都札幌を支える交通体系の構築	SAPICA導入活用推進費	SAPICAが早期に相互利用できるよう、関係機関と協議を進めること。	SAPICAは札幌ICカード協議会（札幌市と関係バス事業者で設立）として事業方針を決定しており、単なる交通決済機能だけではなく札幌独自のサービスを提供する「市民カード」として、全国相互利用を実施している他のICカードとは異なる方式を採用している。 そのため、SAPICAが全国他事業者との相互利用を実現するためには、全国他事業者において機器改修が必要となるなど、難しい状況である。 よって、札幌ICカード協議会としては、利用可能エリアが重なっており、ともに道央圏の公共交通ネットワークにおいて重要な役割を担うJR北海道との相互利用について、交通局が窓口となって協議を行っているところである。	C
14	市民まちづくり局	都市交通課	3-4-1 道都札幌を支える交通体系の構築	施策全般(バス)	誰もが利用しやすいバス事業にするために、わかりやすい路線図などの案内表示、バスの運行状況を表示するシステムなど、バスの利便性を向上させる取組について、市が主体的にバス事業者と協議を進め、検討を促すこと。	バスの利便性向上等に関する施策を市とバス事業者が一体となって検討しており、その中でバスロケーションシステム(バスの運行状況を提供するシステム)の導入など、さまざまな検討を進めている。	C
15	市民まちづくり局	都市交通課	3-4-1 道都札幌を支える交通体系の構築	施策全般(バス)	将来的なバス路線の確保については、既存のバス路線の維持にとらわれず、例えばコミュニティバスやデマンドバスなど、多様な手法を含めて検討すること。	地域の特性に応じた効率的で使いやすい地域公共交通体系の確立に向けて、現行バスの運行間隔が市民ニーズに沿ったものになっているかどうかなど、地域における適切なサービス水準のあり方に関する検討を進める予定。	C
16	市民まちづくり局 交通局	市)調整担当課 交)経営計画課	3-4-1 道都札幌を支える交通体系の構築	施策全般(路面電車)	路面電車の運営方法や車両・設備更新の手法について、現行の手法にとらわれずに多角的な検討を進めること。	路面電車の運営方法については、より効率的で持続可能な事業運営を行うため、上下分離制度を平成30年代前半に導入する。当制度導入に向け、これまで上下の役割分担や安全管理体制を中心に検討を進めてきており、国との協議も開始している。今後も収支採算性や運行部門の担い手、これまで培ってきた安全運行の技術・技能を引き継ぐ体制等、様々な要素の検証・検討を行っていく。 車両更新では、車両の基本構造等をできる限り標準仕様とし、コスト削減を図った。設備更新においては、延命化を図り費用を抑制している。 今後も、車両・設備の更新については引き続き費用を抑制し、さらなる低コスト化を図るため、より効率的な手法も検討しながら進めていく。	B

平成25年度外部評価 指摘事項一覧

NO	局	所管課	施策	事業名	指摘事項	指摘事項への対応状況（平成27年5月現在）	進捗状況
17	市民まちづくり局 交通局	市)交通施設 担当課 交)業務課	3-4-1 道都札幌を 支える交通体系の 構築	施策全般(施設・市民対 応)	現代社会において、より一層のバリアフリー化が求められる中、利用者への対応などのサービス面を含め、効率的・効果的なバリアフリー化、サービスの向上について検討すること。	<p>バリアフリー化については、「新・札幌市バリアフリー基本構想」に基づき、施設管理者が相互に連携しながら進めている。</p> <p>基本構想については、平成25年11月から見直し作業を進め、平成27年3月に見直しが完了したところ。見直しに当たっては、ハード面のみならず、施設利用者の視点に立って、心のバリアフリーについても進めていくこととしており、平成27年度以降はこの見直した基本構想に基づき、効率的・効果的にバリアフリー化を進めていく。</p> <p>また、地下鉄駅出入口では歩道部のバリアフリー整備に合わせて視覚障がい者誘導用ブロックの接続を行っており、今後も視覚障がい者に関係する整備を進めていく。また、垂直移動に関し、サービスや利用環境の向上を目的に、2基目のエレベーター設置については、駅出入口周辺の公共施設や医療施設等へのアクセス、利用者からの要望、利用人員等を考慮し、技術的検証等を行ったところ。今後は、関係部局で財源措置などを含めた調整を図りながら、市レベルで整備計画をまとめていく。</p> <p>さらに、老朽化しているトイレについても改修を進めるとともに、自動止水手洗い器への更新や手洗い石鹸、自動洗浄便座の設置に向け、他都市の整備内容を参考にサービス面、経費や使用電力量等を総合的観点から検証を行い機器等の選定を進めていく。</p> <p>運転手や駅員に対しては、教習訓練などで視覚障がい者の疑似体験等を通し、障がいがあるお客様への接遇教育を行った。また、駅案内等のボランティアについては、雪まつり期間中などに配置した実績もあるが、現状では恒常的な人員の確保が困難であり、今後実現に向けて検討をしていく。</p>	B
18	市民まちづくり局	都市交通課	3-4-1 道都札幌を 支える交通体系の 構築	路面電車延伸推進事業	路面電車路線のループ化が、まちづくりにより大きな成果をもたらすよう、他事業との連携を進め、今後の市の取組に役立てるとともに、事業の効果に関する市民への情報発信に努めること。	<p>ループ化の効果を高めるため、小学生への出前講座や、中央区で実施した地域の方々に参加するまちづくり会議に出席して、路面電車沿線をより良くするための意見交換を行った。</p> <p>また、インターネットで利用者向けに工事のお知らせを行うとともに、フリーペーパーで市電沿線のさまざまな施設・イベント等の紹介をした。</p> <p>併せてこの春から、各停留場に設置した液晶モニターにおいて、市電の運行情報を案内するとともに、同モニターにおいて、市政情報や地域のまちづくりに関する情報等も提供した。</p>	C
19	市民まちづくり局	都市交通課	3-4-1 道都札幌を 支える交通体系の 構築	パークアンドライド駐 車場事業	都心部への自家用車の流入抑制や公共交通の利用促進といった当該事業の目的を踏まえて、パークアンドライド駐車場利用者の利便性向上の取組を進め、活用促進を図ること。	<p>事業主体である駐車場運営事業者に改めて市民へのPRを依頼するとともに、本市においても、ホームページ等による広報やイベント等で駐車場の利用啓発を行っており、今後も引き続き、活用促進を図っていく。</p>	C

平成25年度外部評価 指摘事項一覧

NO	局	所管課	施策	事業名	指摘事項	指摘事項への対応状況（平成27年5月現在）	進捗状況
20	市民まちづくり局	交通計画課	3-4-1 道都札幌を支える交通体系の構築	施策全般(自動車利用)	公共交通の利用促進の観点から、都心部への自家用車の乗り入れを抑制する取組について検討すること。	自家用車から公共交通への利用転換を促進するため、小学校の授業や観光イベントなど様々な機会を捉えて、公共交通を皆で支えるという市民の意識醸成を図っている。 また、都心を通する交通を効果的に迂回させるため、環状通の未整備区間の整備を進めるとともに、豊平川通の延伸検討など、道路機能強化に関する取組を継続して実施する。	C
21	交通局	経営計画課	3-4-1 道都札幌を支える交通体系の構築	施策全般(地下鉄)	将来的に持続可能な市営交通の在り方の観点から、さらなる民間活力導入の可能性について検討すること。	市民の足として大切な市営交通事業を将来にわたり安定的に運営して行くためには、ご指摘のとおり、市民や大学、企業などの民間活力を積極的に導入・活用して行くことが大切と考えており様々な取組を行っている。 具体的には、民間の知恵を活用し地下鉄駅施設の有効活用・活性化を図って行くため、市民の絵画などを展示する「メトロギャラリー」の実施や、駅空きスペースへのコンビニエンスストアの出店、民間事業者や学生と連携した駅の個性化などを実施してきている。 また、若者や女性の感性などを積極的に活用するため、専門学校と連携した駅での「浴衣着崩れ直しコーナー」の設置や、大学と連携した「地下鉄活性化プロジェクト」などの取組も行ってきているところであり、今後も、積極的に民間活力の導入・活用を進めて行く予定である。 一方で、地下鉄事業における民間委託については、これまでに整備業務や駅業務等の委託化を実施しているところであり、輸送の安全に必要な指示命令システムの迅速性・正確性維持の観点より、更なる民間委託の大幅な拡大は困難であるが、整備業務の委託範囲の拡大など、今後も可能な範囲で民間委託を進めて行きたい。 また、平成26年度に策定した札幌市交通事業経営計画(計画期間:平成26～30年度)においては、輸送の安全はもとより、東西線、南北線に続き、東豊線のワンマン運転化を平成29年度から実施するなど、様々な取組を進めながら効率的な事業運営を行っていくこととしている。 これまでの取組の効果として、平成18年度以降継続している経常黒字を維持し、企業債残高も前年度から100億円超の縮減を図っているほか、輸送人員についても平成24年度以降増加を続け、平成26年度の一日平均輸送人員は約59万5千人となるなど、順調に推移していることから、今後とも経営計画に基づき、効率的な事業運営のもと、安全で安定した輸送サービスを提供していく。	C
22	市民まちづくり局	都市交通課	3-4-1 道都札幌を支える交通体系の構築	施策全般(啓発活動)	公共交通の利用促進に向けた啓発活動として、子どもの頃から、公共交通の役割や必要性を実感できるよう、学校など関係機関との連携を進めること。	公共交通の役割や必要性を実感できる取組として、小学校における交通環境学習を実施している。この取組は、小学校教諭との連携により進めているほか、交通事業者と連携した出前授業を実施している。	A
23	環境局	ごみ減量推進課	4-1-3 みんなで進めるごみ排出量の抑制とリサイクルの推進	普及啓発費	ごみの具体的な分別方法やごみ減量に関する情報を市民にわかりやすく周知するなど、市民がごみ減量の取組を継続しやすいよう、より効果的な普及啓発を行うこと。	分別が分かりづらい紙類やプラスチックの、具体的な分別方法や、生ごみ等減量・資源化についてCMや情報番組など各種広報媒体を活用するとともに、イベントや出前講座等で市民に説明するほか、わかりやすいリーフレットの配付や札幌市ごみ分別アプリの配信などにより効果的な普及啓発を行った。	B

平成25年度外部評価 指摘事項一覧

NO	局	所管課	施策	事業名	指摘事項	指摘事項への対応状況（平成27年5月現在）	進捗状況
24	環境局	ごみ減量推進課	4-1-3 みんなで進めるごみ排出量の抑制とリサイクルの推進	リサイクルプラザ・リユースプラザ運営管理費	リサイクルプラザ・リユースプラザそれぞれの利用実態を検証の上、利用者層の拡大の観点から、新規来館者や若年層の利用者数等の目標値を設定し、利用促進に向けた取組について検討すること。	両施設とも利用者アンケートなどにより利用状況を検証した。この結果を踏まえて、リサイクルプラザは、指定管理者と協議のうえ、平成27年度の教室・講座等の新規参加者率の目標値を設定した。また、両施設とも、指定管理者や業務委託者と、新規来館者や若年層の利用促進に向けた取組について協議会等で検討している。	B
25	環境局	ごみ減量推進課	4-1-3 みんなで進めるごみ排出量の抑制とリサイクルの推進	リサイクルプラザ・リユースプラザ運営管理費	食器洗浄車「アラエール号」の利用実態を検証の上、事業の必要性について検討すること。	リサイクルプラザの指定管理者と連携し、貸出実績の中で現状の問題点を把握し、利用実態を検証するとともに、廃止を含めて、事業の必要性を検討中である。	B
26	環境局	ごみ減量推進課	4-1-3 みんなで進めるごみ排出量の抑制とリサイクルの推進	資源回収実施団体奨励金	過度に奨励金に依存しない、将来的な集団資源回収の在り方について検討すること。	現在の集団資源回収量は約60,000tであるが、燃やせるごみ等としてごみステーションに排出されている主要古紙は未だ19,000tあり、それを集団資源回収へ誘導することにより、平成29年度までに回収量を約65,000tまで増加させることを目指している。その手法として、実施団体へのインセンティブとして奨励金を継続するとともに、さらなる奨励金制度の充実を検討している。 奨励金の水準については、燃やせるごみ1tあたりの処理に係る費用が35,528円なのに対し、集団資源回収1tあたりに係る費用が3,842円であること、また、政令指定都市の平均と比較しても安価であることから適正な金額の範囲と考えている。	B
27	環境局	ごみ減量推進課	4-1-3 みんなで進めるごみ排出量の抑制とリサイクルの推進	リサイクル事業推進費		26年度に実施した市民アンケートの結果から、子育て世代は高齢者に比べ、生ごみ減量の意識が低いことがわかった。27年度は、これまでの生ごみの水切り・乾燥に加え、食品ロスの削減に重点を置き、幅広い世代でごみ減量行動が実践されるようなキャンペーンを行っていく。	A
28	環境局	ごみ減量推進課	4-1-3 みんなで進めるごみ排出量の抑制とリサイクルの推進	生ごみ資源化システム実証実験費	現在行っている生ごみ減量に向けた取組が、どの程度市民に浸透しているか検証し、その結果を踏まえて、より効果的な取組とするための改善・見直しを検討すること。	平成26年度対象世帯へのアンケート調査では、参加世帯の90%以上が次年度以降も生ごみの分別排出に協力できると回答している。平成27年度は、さらに多くの世帯を対象とした実証実験を行い、将来的な事業化の実施可能性について検証する。	B
29	環境局	ごみ減量推進課	4-1-3 みんなで進めるごみ排出量の抑制とリサイクルの推進	家庭の生ごみ減量・リサイクル推進事業		平成26年度に実施したアンケート調査では、現在堆肥化に取り組んでいる市民は9.4%にとどまっており、堆肥の使い道がないこと等が理由であった。 そこで、市民による生ごみ堆肥化の取組拡大に向けて、生ごみ堆肥と堆肥を用いて栽培した農産物を交換する事業を開始した。	A
30	環境局	ごみ減量推進課	4-1-3 みんなで進めるごみ排出量の抑制とリサイクルの推進	定山溪地区生ごみ堆肥化推進事業	事業の必要性について検証し、事業の廃止を含め、事業内容の見直しを検討すること。	堆肥化施設から提供された生ごみ堆肥を使った花植え活動については、平成26年度も実施されており、地域の自主活動の範囲内において今後も継続していく予定。本事業は平成25年度をもって廃止済。	A

平成25年度外部評価 指摘事項一覧

NO	局	所管課	施策	事業名	指摘事項	指摘事項への対応状況（平成27年5月現在）	進捗状況
31	環境局	企画課	4-1-3 みんなで進めるごみ排出量の抑制とリサイクルの推進	家庭ごみ処理手数料管理費	間接コストである家庭ごみ処理手数料収納事務委託の効率化・費用の縮減について検討すること。	当該事務委託においては、指定ごみ袋等の配送形態に応じて「本部納品契約」又は「個店納品契約」を締結している。 このうち、「本部納品契約」については、受託者の配送センター等に指定ごみ袋等を一括して納品する形態であるため、受注・配送に関するコストや事務作業の節減が図られるメリットがある。 取扱店舗数が2,000件以上となる札幌市においては、有料化導入当初から「本部納品契約」への強力な誘導を行ってきており、現在約7割の取扱店が本部納品により納品している。残りの約3割については、店舗側の事情により現状では「本部納品契約」の適用が困難であるが、市民の指定ごみ袋購入における利便性を確保するために必要な店舗であることから、現状では委託事務の効率化は十分に図られていると考えられる。 しかしながら、さらなる事務の効率化のため、新規受託者を含め、「本部納品契約」とするよう積極的かつ継続的に働きかけを行っている。	B
32	環境局	企画課	4-1-3 みんなで進めるごみ排出量の抑制とリサイクルの推進	家庭ごみ処理手数料管理費	有料化の意義が、ごみの減量・リサイクルの推進にあるという市の考え方について、市民理解が広がるよう、今後も継続的なPRに取り組むこと。	有料化の目的等に関する広報については、平成21年7月の「新ごみルール」導入前後から継続して実施しているところであるが、さらに市民理解が広がるよう、ホームページや出前講座などの多様な広報媒体を活用し、対象に合わせたPRを実施している。	A
33	環境局	業務課	4-1-3 みんなで進めるごみ排出量の抑制とリサイクルの推進	家庭ごみ収集事業費	将来的な競争入札制度の導入について検討し、その方向性を示すこと。	家庭ごみ収集運搬委託業務の契約方法については、昨年10月に環境省から全国の自治体に出された「一般廃棄物の処理は専ら自由競争に委ねるべきものではないこと」、「市町村は、適正処理の継続的・安定的な実施に重い責任を持つものであること」等を含めた通知を受け、また、本市の現在の委託料が他政令指定都市の中では比較的低額であることも踏まえ、業務の確実性・安定性を重視し、現行の契約方法を維持することが適当と考える。ただし、他都市の事例の調査研究をさらに進めながら、競争入札制度の導入の適否を引き続き検討していく。	A
34	環境局	業務課	4-1-3 みんなで進めるごみ排出量の抑制とリサイクルの推進	家庭ごみ収集事業費	将来的な収集運搬業務の委託割合の拡大に向けて検討し、その方向性を示すこと。	災害時に本市直営の収集部門が果たすべき役割を踏まえ、最低限必要な直営車両台数を保持した上で、段階的に委託割合を拡大とすることとし、直営車両台数を平成26年度時点の73台から平成30年度までに50台程度とすることを検討している。 なお、平成27年度には、73台の直営収集車両のうち14台を委託に振り替え、59台としている。	A
35	環境局	ごみ減量推進課	4-1-3 みんなで進めるごみ排出量の抑制とリサイクルの推進	施策全般(リサイクル)	分別協力が低下している項目について、分別方法やその周知方法が適切か検証するなど、リサイクル推進の取組について、必要に応じた見直しを行うこと。	容器包装プラスチックの分別協力は、60%(H24)、54%(H25)、54%(H26)と60%以下となっており、雑がみは、68%(H24)、62%(H25)、66%(H26)と60%台にとどまっている。26年度に実施した市民アンケートの結果では、9割以上が既に紙類、容器包装プラスチックの分別に取り組んでいると回答しているが、正しい分別方法の周知に向け、27年度も継続して啓発リーフレットや分別用ごみ袋の配布等のキャンペーンを実施していく。	B